一　保安林の所在場所　岐阜県関市板取字大上ミ五八三六の二六、五八三六の二七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大上ミ五八三六の二六・五八三六の二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町戸市字溝上洞二〇の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町横通字シヲリド三五三の一（次の図に示す部分に限る。）、三五一、三五三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町上字初谷一四一四から一四一六まで、一四一七・一四一八合併、一四三二から一四三四まで、一四三五の一、一四三五の二、一四三六、一四三七の一、一四三八の一、一四三九から一四四六まで、一四四八の一、一四四九、一四五〇の二、一四五一から一四五六まで、一四五八、一四五九、一四六一から一四六四まで、一四六六から一四七四まで、一四七五の二、一四七七、一四七八、字日向山一五四七の二三から一五四七の二七まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

二の二の表の第1の2907・19の項の次に次の1項を加える。

2907・29	（1RS・3SR）―3―［2―ヒドロキシ―4―（2―メチルノナン―2―イル）フェニル］シクロヘキサン―1―オール及びその塩類

二の二の表の第1の2922・39の項中「2―（2―クロロフェニル）―2―（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）」の下に、「、2―（メチルアミノ）―1―（4―メチルフェニル）プロパン―1―オン」を加える。

二の二の表の第1の2933・99の項中「3―（2―アミノプロピル）インドール（別名AMT）」の下に、「、1―ナフタレニル（1―ペンチル―1H―インドール―3―イル）メタノン」を加える。

二の二の表の第1の2934・99の項中「N―（3―メチル―1―（2―（2―チエニル）エチル）―4―ピペリジル）プロピオンアニリド（別名3―メチルチオフェンタニル）」の下に、「、1―（3・4―メチレンジオキシフェニル）―2―（ピロリジン―1―イル）ペンタン―1―オン」を加える。

三の9の⑷のハ中「ナウル」の下に「、ネパール」を加える。

三の9の⑷のニ中「ナウル」の下に「、ネパール」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年八月三日から施行する。ただし、三の9の⑷の改訂規定は、平成二十四年八月十六日から施行する。

○経済産業省告示第百七十六号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十四の四の規定に基づき、次のように同法第三十九条の十一第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十一条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録の区分	国内登録ガス用品検査機関
一　半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 二　半密閉燃焼式ガスストーブ 三　半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま 四　ガスふろバーナー	一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号

（参考）

一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都港区赤坂一丁目四番十号）
(2)　東京検査所（東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号）
(3)　名古屋検査所（愛知県小牧市間々原新田字下芳池三百二十八番地）
(4)　大阪検査所（大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目二十二番六十二号）